「歯周病学研究の利益相反（COI）申告について」

倫理利益相反委員会

「歯周病学研究の利益相反（COI）に関する指針および細則」が平成29年7月1日より本施行となりました．それに伴い本会主催の年次大会，研修会等において発表または，当該学会誌に投稿する場合は，COI に関する自己申告が必須条件となりました．

そこで本誌では COI 申告の手順について，ご説明させて頂きます．なお，本会ホームページ上の「本会で COI を申告する方へ」にて申告書や Q&A などの COI に関する詳細な情報を公開しておりますので，是非ご参照ください．

【COI申告の手順について】

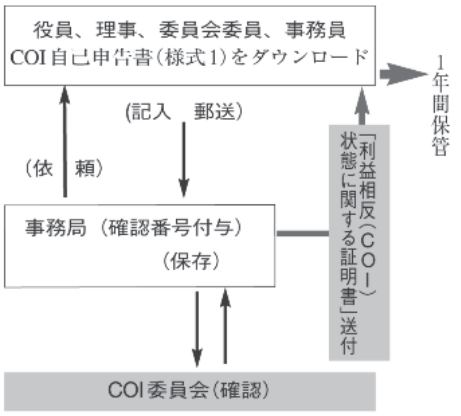


図1　役員，理事，委員会委員，事務員の COI 申告の流れ

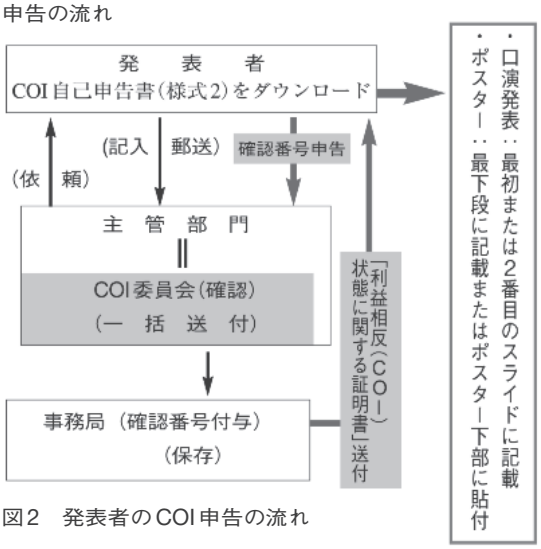


図2　発表者の COI 申告の流れ

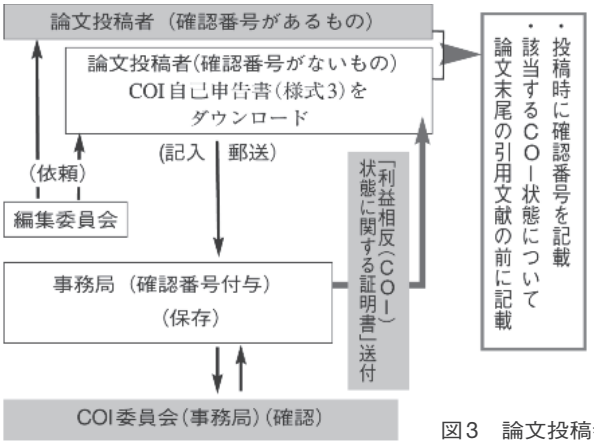


図3　論文投稿者の COI 申告の流れ

1. 役員，理事，委員会委員，事務員（図1）

HP より COI 自己申告書（様式1）をダウンロード→申告書記入→学会事務局へ郵送→COI 委員会にて確認→「利益相反（COI）状態に関する証明書」（確認番号）を発行→学会事務局より申告者へ「証明書」を送付（証明書は1年間保管してください）

2. 発表者（図2）

HP より COI 自己申告書（様式2）をダウンロード→申告書記入→主管部門（各実行委員会）へ郵送**（学会事務局ではないので注意してください）**→COI 委員会による確認→「COI 状態に関する証明書」（確認番号）を発行→学会事務局より申告者へ「証明書」を送付（有効期間内の証明書は大切に保管してください）

＊実行委員会とは年次大会，支部研修会などの主催者のことです．

＊すでに確認番号を付与された証明書が発行されている場合は確認番号を主管部門に申告するのみで構いません．

3. 論文投稿者（図3）

原則：投稿時に原稿とともに確認番号を申告する．

1）すでに確認番号を付与された証明書が発行されている場合

申告不要です．論文提出時に確認番号を記載してください．

2）確認番号を付与された証明書を持っていない場合

HP より COI 自己申告書（様式3）をダウンロード→申告書記入→学会事務局へ郵送→COI 委員会による確認→「COI 状態に関する証明書」（確認番号）を発行（事務局にて確認番号管理）→事務局より申告者へ「証明書」を送付→投稿時に確認番号を記載してください．

4. 学術調査などの倫理申告時

HP より COI 自己申告書（様式4）をダウンロード→申告書記入→COI 委員会（事務局）へ郵送→COI 委員会による確認→「COI 状態に関する証明書」（確認番号）が発行（事務局にて確認番号管理）→事務局より申告者へ「証明書」を送付→倫理申請時に確認番号を記載してください．